

東かがわ市告示第21号

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月6日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市わくわくおでかけタクシーチケット事業実施要綱（令和6年東かがわ市告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>初乗運賃相当額</u> 協定事業者が四国運輸局より認可を受けた運賃及び料金のうち、初乗運賃その他の附随する乗車料金を合算した額であつて、市長が適当と認める額をいう。</p> <p>(助成内容) 第6条 本事業の助成内容は、チケット1枚につき協定事業者の<u>初乗運賃相当額</u>を助成することとし、対象者1人につきチケット最大24枚を予算の範囲内で交付する。</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>初乗運賃額</u> 協定事業者が普通車のタクシーの初乗運賃又はそれに準ずる運賃として、四国運輸局より認可を受けた運賃をいう。</p> <p>(助成内容) 第6条 本事業の助成内容は、チケット1枚につき協定事業者の<u>初乗運賃額</u>を助成することとし、対象者1人につきチケット最大24枚を予算の範囲内で交付する。</p>

附 則

この告示は、令和8年3月16日から施行する。